【お知らせ】

海上交通安全法第 41 条に基づく工事等の届出について

門司海上保安部航行安全課

門司海上保安部の管轄海域のうち海上交通安全法が適用される海域（添付１参照）において、工事、作業又は工作物の設置を行う場合は、海上保安庁長官あて届出が必要な場合があります。

周防灘海域で工事等を行う場合は、対象海域（添付１参照）をご確認いただくとともに、対象海域内である場合は、着手の 30 日前までに門司海上保安部まで届け出てください。

不明な点や提出の要否に判断がつかない場合等がございましたら、門司海上保安部航行安全課までお問い合わせ下さい。

【届出方法】　郵送、窓口持参又はメールにて送付
※郵送又は窓口持参の場合は２部提出

【郵 送 先】　〒801-0841　福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10
門司海上保安部航行安全課

【メ ー ル】　jcg-7mojikoko@gxb.mlit.go.jp
※メール送付後は、門司海上保安部航行安全課に受信確認の電話連絡をお願いします。

【問合せ先】　門司海上保安部航行安全課：093-321-0398

添付資料１
海上交通安全法第 41 条に基づく工事等の届出の対象海域（門司海上保安部管内）
添付資料２
工事届（又は作業届、工作物の設置届）のひな形

海上交通安全法第41条に基づく工事等の届出の対象海域（門司海上保安部管内）

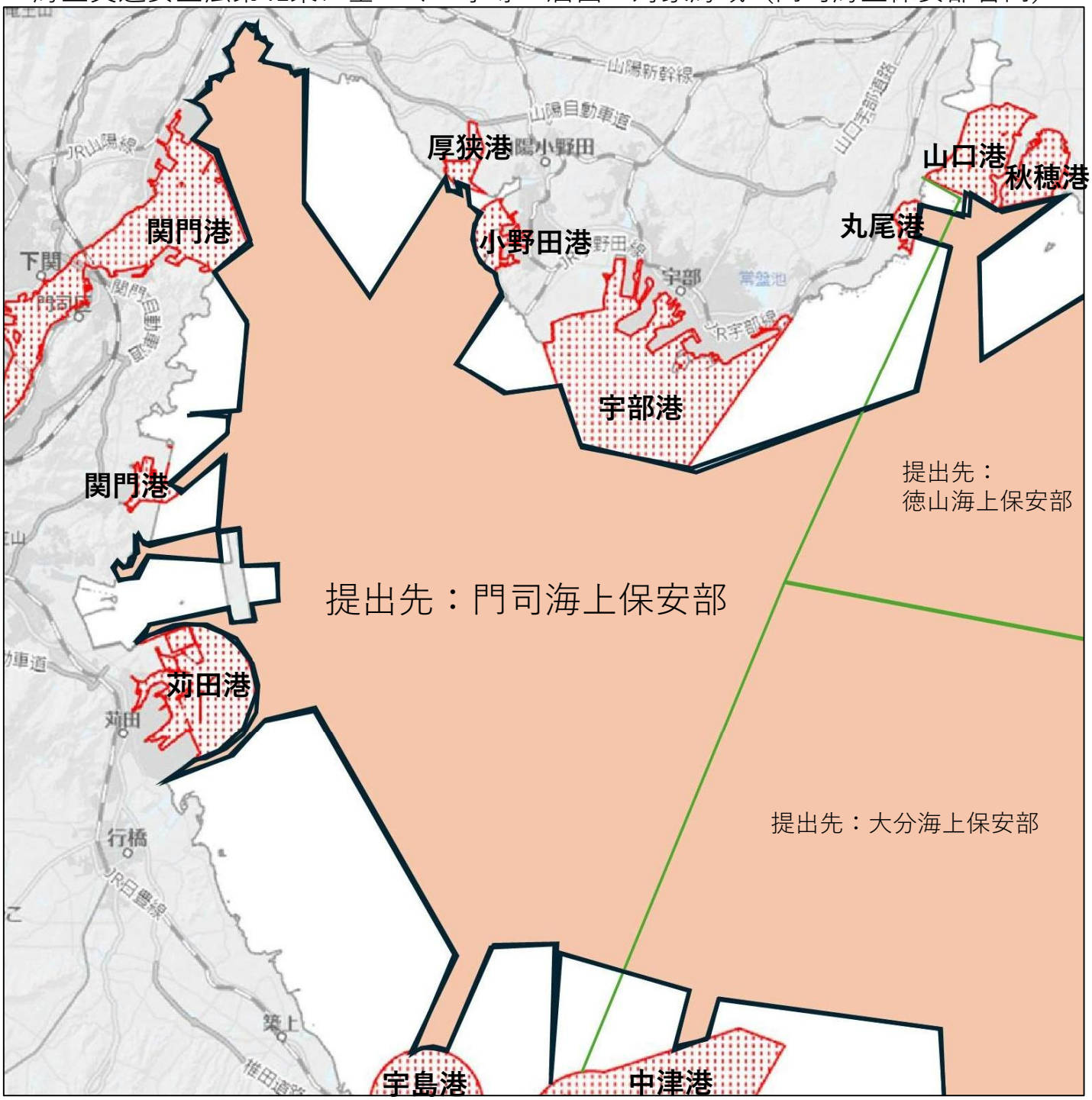

海上交通安全法適用海域　　港則法適用海域

※工事等を実施する海域が海上交通安全法適用海域内に含まれるかどうか不明な場合は、門司海上保安部航行安全課まで位置情報（緯度経度）を添えてお問い合わせ下さい。

※港則法適用海域で工事等を実施する場合は、港則法に基づく工事等許可申請が必要な場合があります。

※港則法及び海上交通安全法のいずれも適用されない海域での工事等については、海上保安庁への許可申請や届出は不要です。（お知らせも不要です。）

問い合わせ先：門司海上保安部航行安全課
電話：093-321-0398　メール：jcg-7mojikoko@gxb.milt.go.jp

添付２

（参考ひな形）

工事届（又は作業届、工作物の設置届）

第七管区海上保安本部長　殿
（門司海上保安部長 経由）

（住　　所）
届出者　（会 社 名）
（代表者名）

１　種類
●●作業
●●浚渫工事
●●護岸築造工事　など

２　目的
●●発注の周防灘●●事業に伴う●●作業　など

３　場所
次の４点を結ぶ区域内
北緯○○度○○．○分、東経○○度○○．○分
北緯○○度○○．○分、東経○○度○○．○分
北緯○○度○○．○分、東経○○度○○．○分
北緯○○度○○．○分、東経○○度○○．○分
（別添　位置図のとおり）　など

４　方法
※工事（作業）方法を具体的に記入する。

５　船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要
※工事（作業）にかかる安全対策を具体的に記入する。

６　着手及び完了の予定期日

令和●年●月●日～令和●年●月●日（時間：日出～日没）　など

工事届及び作業届の場合は以下の項目も必要

７　現場責任者の氏名及び住所

●●建設株式会社　現場代理人　●●　●●

（住　　所）

（電話番号）

８　使用する船舶の概要

別添　船舶一覧表のとおり　など

※ 必要に応じて配置図も添付。

工作物の設置の場合は以下の項目も必要

７　工作物の概要

●●の高さ●m、幅●m、長さ●m

（工作物の平面図・断面図・構造図を添付）

８　係留施設の使用の計画

※係留施設を設置する場合、使用計画を明記するとともに、使用計画の作成の基礎となったデータを記載した書類を添付する。

※　届出の根拠：海上交通法第41条

※　届出記載項目の根拠：海上交通法施行規則第27条

※　工事・作業の実施と工作物の設置については別々の届出が必要です。

※　記載内容は、門司海上保安部ホームページ内に掲載の「工事・作業許可申請書の手引き」を参考として下さい。

＜参考事項＞

※　届出不要の行為（根拠：海上交通安全法施行規則第26条）

１　人命又は船舶の緊迫した危難を避けるために行われる仮工作物の設置その他の応急措置として必要とされる行為

２　漁具の設置その他漁業を行うために必要とされる行為

３　海面の最高水面からの高さが65メートルをこえる空域における行為

４　海底下5メートルをこえる地下における行為

５　漁礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行うために必要とされる行為

６　ガス工作物（海底敷設導管）及び電気工作物（電線路及び取水管等）の設置

※設置のみであり、敷設に伴う工事の届出は必要。

※　船舶交通の危険防止するための海上保安庁長官の処分（根拠：海上交通安全法第41条）

海上保安庁長官は、届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該届出のあった日から起算して30日以内に限り、必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

→　届出から行為着手まで30日を切っている場合、行為着手後に行政処分を受ける可能性があります。必ず行為着手の30日前までに届け出て下さい。

※　港則法に基づく港の境界付近における行為（根拠：海上交通安全法第41条）

港則法に基づく港の境界付近における工事又は作業は、港則法第31条の規定による許可を受けたときは、海上交通安全法第41条に基づく工事又は作業の届出をすることを要しない。（工作物の設置を除く。）